

日本の難民保護のあり方に関する、支援団体からの提案

2025年5月9日

特定非営利活動法人難民支援協会

わたしたちは、日本に逃れた難民を支援する認定NPO法人です。難民申請中の方を対象に、難民認定に向けた法的支援や、衣（医）食住等の生活支援、就労支援などを行っています。1999年の設立以来、8,000人を超える方に支援を提供してきました。

日本の難民認定審査は極めて厳しく、年間の難民不認定者の数は8,000人を超えます（2024年。一次審査と審査請求の合計）。2024年の難民認定者数は190人でした。難民申請者の出身国は92か国にのぼりますが、認定者の国籍は16か国にとどまっています。当会でも、支援を行った方たちが難民認定を得て、安心して日本社会で暮らしていく様子に喜びを感じる一方で、圧倒的多数の方が、難民認定を得ることができないままに、危険な出身国への送還を迫られる状況に直面してきました。さらに、難民審査には平均約2年11か月を要し、難民申請から5年以上が経っても、結果が出でていない事例も珍しくありません。難民申請者に対する公的支援が不十分な中で、当会を含む多くの支援団体が、生活に困窮する難民申請者の支援に奔走しています。

【難民保護制度の課題】

- ◆ 難民として認定されるべき人が認定されていない
- ◆ 難民審査に関する専門性、独立性が不十分
- ◆ 保護の対象が特定の国籍に偏っている
- ◆ 審査期間の長期化
- ◆ 難民申請者の生活困窮、野宿状態
- ◆ 難民申請者の収容、送還のおそれ

※詳細は 難民支援協会「[2024年の難民認定者数等に対する意見](#)」をご参照いただければ幸いです。

難民認定制度のあり方は、その国の人権規範の鏡です。日本に逃れた難民の安心と尊厳が守られる制度の確立に向けて、国会議員の皆様のお力添えをいただけましたら幸いです。特に以下の点について、貴党の選挙公約集（マニフェスト）に下記提案を盛り込んでいただき、また選挙終了後はその実現にご尽力くださいますようお願い申し上げます。

1. 難民として保護されるべき人を保護するための法制度の確立

(1) 難民保護に特化した法律や機関の設置：現行の出入国管理及び難民認定法（入管法）のうち難民認定に関する規定を独立させ、難民保護を目的とする法律を制定する。難民認定業務や難民保護を専門的に行う機関を設立し、入管行政からの独立を図る。

(2) 難民認定基準の国際化：国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のガイドライン等、国際社会に

おいて確立された基準を踏まえた難民認定を行うことを法律で定める。難民の定義に含まれる文言の解釈や事実認定のあり方を不斷に見直し、各国の先進的な取り組みや人権規範の発展に応じた難民認定を行う。

- (3) **難民認定手続きの適正な運用**：手続きの透明性・公平性を高める措置として、難民調査官によるインタビューへの代理人の同席や録音・録画を認める。難民該当性判断に用いた資料の開示や、現状では極めて限定的な認定・不認定理由の拡充に取り組む。
- (4) **難民認定に携わる人の専門性及び体制の強化**：迅速な難民認定を実現するにあたって必要な予算や人的体制を確保する。難民認定に必要な知識・経験や、難民の有する心理・文化的な特性を理解する資質を有する者を難民調査官や難民審査参与員として採用し、十分な研修を受けた上で、審査に臨むこととする。
- (5) **難民申請者の暮らしを守る制度の確立**：難民申請中の法的身分を保障し、国民健康保険等の社会保障制度の対象とする。難民申請者への就労許可や公的支援である保護費（生活費や住居費の援助等）の拡充により、最低限の生活を保障するための仕組みを整える。
- (6) **ノン・ルフルマン原則の遵守**：難民の送還を禁止する国際法上の原則（ノン・ルフルマン原則）に基づき、難民申請者の送還を行わない。

2. 外国人の収容を原則として行わないための法制度の確立

- (1) **収容の目的の設置**：「身元確認」や「すぐに実行されるという妥当な見込みがある送還からの逃亡を防止するため」等、国際基準に則った収容の目的を法律で定める。これらの目的を満たさない場合は、決して収容を行わない。
- (2) **収容期間の上限の設置**：無期限の収容は恣意的拘禁にあたるとの国際的な原則を踏まえ、収容期間に上限を設ける。その上で、収容期間は、収容の目的を達成するための必要最低限の期間とする。
- (3) **司法審査の導入**：収容に関する個別審査（収容の開始や、一定期間を超えて収容を継続する場合の要否の決定）を裁判所が行うことで、収容制度の公正性を担保する。
- (4) **収容に代わる人道的な手段の活用**：在留資格を持たない難民申請者については、原則として仮滞在の対象とし、収容を行わない。空港で庇護を希望した者については、一時庇護上陸許可や仮滞在を活用し、収容をなるべく回避する。

以上